

# 離婚届

※戸籍住民課、  
各総合支所（生活福祉課）、  
各支所で手続きができます

## 手続きご案内シート

# 離婚

### <協議離婚届出に必要なもの>

- ◆届出用紙  
離婚されるお二人の署名  
証人（成年二人）の署名
- ◆窓口に来られる方の「本人確認書類」  
（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード〔個人番号カード〕、住民基本台帳カード、健康保険証など）

### <調停（裁判）離婚届出に必要なもの>

- ◆届出用紙
- ◆調停調書または和解調書等の謄本
- ◆審判書または判決の謄本及び確定証明書
- ◆調停（裁判）を申立てした方の署名

- ・当事者間に離婚する意志の合致がある「協議離婚」と、裁判所が関与して離婚が成立する「調停（裁判）離婚」があります。
- ・協議離婚の場合、全国共通の離婚届用紙に夫婦双方の署名と証人（成年二人）の署名をしたうえ提出してください。
- ・未成年のお子さんがいるときは、夫婦の一方を親権者と決めてください。
- ・調停（裁判）離婚の場合は、調停の成立または審判・判決の確定した日から10日以内に調書を添付して届出をしてください。

令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。  
詳しくは戸籍住民課へお尋ねください。

## 伊勢市役所

所在地 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7-29  
ホームページ <https://www.city.ise.mie.jp>  
開庁時間 8:30~17:15  
(土曜・日曜・祝休日、年末年始を除く)  
※月曜日は一部窓口を19:00まで開庁しています。

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口			
						担当課	総合支所	支所	
住所・戸籍	住所が変わる方	住所変更 (転入・転出・転居)	・マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	戸籍住民課 本館 1F 1 番窓口 0596-21-5547	<input type="checkbox"/>	一部可	
	前配偶者と同居中で、 生計を別に行っている方 (住民票上、同世帯に なっていた方)	世帯分離または 世帯変更	・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	姓が変わる方で、旧姓 の印鑑で印鑑登録し ている方	自動的に登録廃止にな ります	—	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	姓が変わる方で、マイ ナンバーカード(個人 番号カード)または住 民基本台帳カードをお 持ちの方	マイナンバーカード(個 人番号カード)または住 民基本台帳カードの氏 名変更	・マイナンバーカード (個人番号カード) ・住民基本台帳カード ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	—	
	お子さんの戸籍に ついてのご相談	入籍届、養子離縁届等	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
保険・年金	国民健康保険	姓など保険証の 記載に変更がある方	国民健康保険資格 変更届	・世帯主、対象の方のマイ ナンバー(個人番号)を確 認できるもの ・本人確認のできる書類 ・国民健康保険被保険者 証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		姓が変わる方、も しくは世帯構成に 変更がある方 で、各種認定証 をお持ちの方	各種認定証の変更 ※勤務先の健康保険に 加入の方は勤務先へ お問い合わせください	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	後期高齢者 医療保険	保険証や認定証 などの記載内容 に変更がある方	※後日新しい被保険者 証・認定証などをお送 りします	・後期高齢者医療被保険 者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額 減額認定証 ・特定疾病療養受療証 ・マイナンバー(個人番号) を確認できるもの ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5552	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	前配偶者の勤務先の 健康保険の扶養から 外れて、国民健康保 険に加入する方	国民健康保険資格 適用開始届 ※資格喪失日より 14 日 以内	・世帯主、対象の方のマイ ナンバー(個人番号)を確 認できるもの ・本人確認のできる書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5646	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		国民年金の加入 (20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日 以内	・前配偶者の勤務先の健 康保険の資格喪失証明 書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	年金を受給している方	年金事務所へ年金 証書の氏名変更などの 届出	※年金事務所へお問い合 わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—	
年金分割制度の活用 を希望する方	年金事務所へ請求 手続き ※離婚後 2 年以内	※年金事務所へお問い合 わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	—	—	—		

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口			
						担当課	総合支所	支所	
「こども未来センター」	一人親家庭等医療費助成制度の申請をする方	受給資格認定申請 ※所得制限があります	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険証（対象者全員）</li> <li>預金通帳等（申請者名義）</li> <li>同意書（保護者、扶養義務者）</li> <li>マイナンバー（個人番号）を確認できるもの</li> <li>本人確認のできる書類</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	医療保険課 東館 1F 7 番窓口 0596-21-5554	○	—	
	児童扶養手当の認定請求をする方	児童扶養手当の認定請求	※担当課へご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5713	○	—	
	児童手当等を受給している方	児童手当の受給者変更など ※公務員で児童手当を職場で受給している方は、勤務先に手続きを確認してください	※担当課へご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5713	○	○	
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブの入会 ※ご利用については、各クラブにお問い合わせ下さい	※各クラブへお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5561	—	—	
	保育所 認定こども園（保育）	入所を希望する方	保育所・認定こども園（保育）の入所相談	※担当課にご相談ください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保育課 東館 2F 12 番窓口 0596-21-5579	—	—
		入所しているお子さんがいる方	住所・氏名変更等	「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です ※担当課へお問い合わせください ※保育料が変わる場合があります	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		—	—
	公立幼稚園	入園しているお子さんがいる方	住所・氏名変更等	「教育・保育給付認定児童家族状況等変更届書」の提出が必要です ※担当課へお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	教育委員会 教育総務課 （小俣総合支所 2F） 0596-22-7875	小俣のみ	—
	小・中学校に通学しているお子さんがいる方	住所・氏名・保護者変更等	※通学している学校へ連絡してください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	通学している小中学校	—	—	
	就学援助制度（公立小中学校に通うお子さんがいて、経済的な事情がある方）	就学援助制度の相談・申請	※所得制限があります。 ・申請書一式（配付場所：学校教育課、子育て応援課、市立小中学校）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【提出先】通学している小中学校 ※担当課 教育委員会 学校教育課 （小俣総合支所 2F） 0596-22-7879	小俣のみ	—	
	特別児童扶養手当の受給者が変わる方	特別児童扶養手当の受給者変更	※担当課へお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5558	○	—	

◆該当する手続きがあれば、それぞれの窓口で受付をお済ませください。○のあるものは総合支所・支所でも受付しています。

◆受付窓口の担当課欄の番号及び色は、各担当課の案内板の番号及び色と同じになっています。

区分	対象	手続き	必要なもの	該当	受付済	受付窓口		
						担当課	総合支所	支所
医療・保険	介護保険 姓が変わる方で介護保険被保険者証をお持ちの方(65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険被保険者証等の氏名変更	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険課 東館 1F 10 番窓口 0596-21-5647	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	姓が変わる方で障がいの手帳をお持ちの方	手帳の氏名変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はマイナンバー(個人番号)を確認できるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高齢・障がい福祉課 東館 1F 9 番窓口 0596-21-5558	<input type="checkbox"/>	—
	納税している方	今後の納税に関する各種手続き(口座登録の変更または廃止等)	・納税通知書 ・預金通帳等 ・口座届出印 ※口座登録の状態により、お持ちいただく預金通帳等が異なるため担当課へお問い合わせください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	収納推進課 本館 1F 2 番窓口 0596-21-5537	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### ◆ひとり親の方へ

次の制度に該当する場合がありますので、希望される方は担当課にご相談ください。

対象	内容	受付窓口		
		担当課	総合支所	支所
養育費確保支援事業補助金	養育費の取決めに係る公正証書等の作成費用や養育費保証契約に係る費用を補助する制度があります。	子育て応援課 東館 2F 13 番窓口 0596-21-5713	—	—
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の就労に必要な資格取得のための受講料の一部を負担する制度があります。 (事前相談が必要)		—	—
高等職業訓練促進給付金	看護師等、専門的な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、修業期間中の生活の負担軽減を図る制度があります。 (事前相談が必要)		—	—
ひとり親家庭高等学校卒業程度試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための受講料の一部を負担する制度があります。 (事前相談が必要)		—	—
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭等の経済的自立とお子さんの福祉のため、必要な資金を貸し付けする制度があります。 (事前相談が必要)		—	—